

質問に対する回答書

業務名:ときわミュージアム喫茶室・売店運営業務

番号	質問内容	回答
1	「ときわ公園 TOKIWA PARK」のロゴを商品等に使用することは可能でしょうか？ 例:商品のタグに「ときわ公園 TOKIWA PARK(ロゴ)・売店名」など	営利目的の場合は、「ときわ公園ロゴタイプの使用に関する要綱」に基づき、あらかじめ「ときわ公園ロゴタイプ使用許可申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。
2	インターネット環境の利用は可能でしょうか？また可能な場合、有線またはWi-Fiのどちらになりますか？	インターネットが利用可能な設備はありません。 運営上インターネット利用が必要な場合は、事前協議の上、運営事業者の費用負担によりWi-Fi等を設置されることは可能です。